

## 地域生活支援拠点運営業務受託候補者特定基準

区分	評価項目	評価ポイント	評価※	
1 基本方針等	運営方針	地域生活支援拠点運営業務の目的や役割を理解し、設置区における障害者(事業対象者)の課題やニーズ等を踏まえた運営方針が明記されているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
2 業務実施内容	(1) 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保	事前登録者を対象とした「夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保」の方法が明記されているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
	(2) 緊急時の受入れ・対応体制の確保	ア 既存資源を利用した方法	事前登録者を対象とした「緊急時の受入れ・対応体制の確保」の方法について、具体的に記載されているか。	5点・4点・3点・2点・1点
		イ 地域生活支援拠点の受託に当たり、法人内で新たに整備する方法	地域生活支援拠点の実施に当たり、事業運営を効果的に行うための法人の特徴を生かした体制・事業を整備することができるか。	5点・4点・3点・2点・1点
	(3) 地域住民等による障害者支援体制の整備	ア 地域住民等による障害者支援体制の整備方法	「地域住民等による障害者支援体制の整備」の方法として、具体的に記載されており、実現可能な内容となっているか。	5点・4点・3点・2点・1点
		イ 地域住民団体及び関係機関との連携状況	地域住民等による障害者支援体制を整備するために必要な、地域住民団体や関係機関との連携基盤が確保されているか。	5点・4点・3点・2点・1点
(4) 障害者自立支援協議会地域部会における検討等	実施区の地域特性を踏まえ、区内の関係者間の連携により、事業効果を高める方法が明記されているか。	5点・4点・3点・2点・1点		
3 実施体制	(1) 地域体制整備コーディネーターの能力・経験等	障害者を地域で支える体制を整備するための相応の専門性や経験を有し、多様な相談に対応できる能力を有しているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
	(2) 地域生活支援拠点運営業務の実施に当たっての事業所内の支援体制	地域生活支援拠点を運営する上で、相談支援事業所内における相談支援専門員の支援体制が充実しているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
	(3) 地域生活支援拠点運営業務を効果的かつ長期的に運営するための実施体制	地域生活支援拠点の効果的な運営を継続して実施できる体制が確保されているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
4 特記事項		業務受託による地域課題解決へのアプローチ方法や、地域生活支援拠点の本格実施に向けた提案・ビジョンが明記されているか。	5点・4点・3点・2点・1点	
満 点			55 点	

※1 評価は絶対評価とし、複数の事業所から提案があった場合は、各項目について、大変評価できる:5点、評価できる:4点、普通:3点、やや評価できない:2点、評価できない:1点とし、全項目の合計点が最も高い提案者を事業委託候補とする。ただし、自立支援協議会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、自立支援協議会委員による評価の平均点が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準(55点満点中33点)に達しない場合においては、この限りではない。

※2 全項目の合計点が同点の場合は、評価項目「2 事業実施内容、(2) 緊急時の受入れ・対応体制の確保、イ 地域生活支援拠点の受託に当たり、法人内で新たに整備する方法」の評価が最も高い提案者を事業委託候補とする。